

第 100 期 事業報告書

〔 令和 5 年 3 月 1 日から
令和 6 年 2 月 29 日まで 〕

一般社団法人 信託協会

事業概況

近年、急速に進展する少子高齢化などの社会・経済環境の変化を背景として、後見制度支援信託、遺言信託、遺言代用信託や、教育資金贈与信託、結婚・子育て支援信託などの信託へのニーズが高まっている。資産運用立国の実現に向けて、金融・信託関連制度の様々な見直しが行われる中、信託制度は、社会の多様なニーズに対応し、その有する各種機能を発揮することで、経済・国民生活の重要なインフラとして定着し、これまで以上に信託の役割が期待されている。

令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」）の感染症の位置づけが5類に移行し、人の移動や経済活動の制限がなくなり、対面での活動も増加する中、当協会は、WEB会議システムの利便性も取り入れながら、効果的に信託制度の普及・健全な発展に向けて、次のような協会活動を積極的に展開した。

1. 信託制度の普及・発展に向けた意見表明・要望活動等

(1) 税制改正要望

「令和6年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、財務省、金融庁、内閣府、経済産業省、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省等の各関係方面に提出した。主要要望項目は、次のとおりである。

1. 公益信託について、公益法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じること。
2. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例措置に係る特例承継計画の提出期限（令和6年3月末）を延長すること。また、株式の信託を利用した事業承継について、納税猶予制度の適用対象とすること。
3. 個人が信託を通じてスタートアップに投資した場合においてもエンジェル税制の適用対象とすること。
4. 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について恒久化すること。少なくとも適用期限（令和7年3月末）を延長すること。
5. 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について恒久化すること。少なくとも適用期限（令和8年3月末）を延長すること。
6. 役員報酬制度において、業績連動給与に認められる指標を拡充するよう、所要の税制上の措置を講じること。

7. 「日本版スクーク」について、振替社債等の利子等の非課税制度の対象とする措置および委託者が信託財産を買い戻す際の登録免許税の特例措置を恒久化すること。
8. 企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。
また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置を延長すること。

要望の結果、「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において、公益法人制度と整合する観点から、公益信託について公益法人並みの税制が措置されることとなった。

また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例措置に係る特例承継計画の提出期限の2年延長や、エンジェル税制の適用対象に一定の信託を通じて取得した場合を加える旨が措置されることとなった。

上記のほか、NISA制度の利便性向上に関する税制措置、外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の適用期限の3年延長等が措置されることとなった。

加えて、教育資金贈与信託および結婚・子育て支援信託については、他団体等を通じた広報用資料（チラシ・ポスター）の配布や専用サイトの公表、メディア媒体（テレビコマーシャル・新聞・雑誌・WEB）への広告掲載により、認知度向上に努めた。

（2）規制改革要望

「規制改革に関する提案」（9項目）を取りまとめ、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」の受付を実施している内閣府規制改革推進室宛てに提出するとともに、金融庁をはじめ関係各方面に要望活動を行った。

要望の結果、本年度提出した要望のうち、「増改築等の理由による営業所等の一時的な位置変更に係る手続きの緩和」および「企業年金分野におけるe-Gov電子申請の利用推進」について「検討を予定」との回答が公表された。

また、前年度に要望提出した「不動産相続登記における『被相続人の同一性を証する情報』の提供要件の緩和」について、法務省通達「被相続人の同一性の証明に関する不動産登記事務の取扱いについて」（令和5年12月18日発出）で措置された。加えて「顧客資産にかかる業者の分別管理方法のうち、金銭信託の要件が『元本補填付』に限られている一部の保全対象取引・業種につき、安全資産での運用を条件として元本

補填契約のない金銭信託での分別管理も認めること」について「検討を予定」および「登録金融機関業務として認められている有価証券等管理業務の範囲に、適用除外電子記録移転権利を追加すること」について「検討に着手」との回答がそれぞれ公表された。

さらに、前年度および本年度に要望提出した「相続手続きのデジタル化」について、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において検討を開始する旨が記載された。

（3）ESG への取り組み

金融・投資分野の各業界トップと国が連携し、ESG 金融に関する意識と取り組みを高めていくための議論・行動を行う場である「ESG 金融ハイレベル・パネル」（環境省主催）の委員に会長が就任した。また、令和5年10月に開催した国際会議（PRI in Person（PRI（責任投資原則）主催））に際して、本パネルが発出した宣言文書「炭素中立・循環経済・自然再興の実現に向けた責任投資の推進に関する宣言」に当協会として賛同した。

このほか、「一般社団法人サステナビリティデータ標準化機構」および「インパクトコンソーシアム」に入会するとともに、金融庁主催の「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」に参加した。

2. 信託制度に関する調査・研究等

信託制度に関する調査・研究を推進するため、信託法務研究会・信託税制研究会・信託経済研究会を設置している。

信託法務研究会においては、受益証券発行信託における受益証券不発行、信託財産の運用における AI 利用、遺言代用信託における諸問題という理論的・実務的に重要なテーマについて検討を行った。

信託税制研究会においては、国際課税をめぐる最近の情勢、戦後租税法が抱える方法論的課題、令和時代の経済社会の変化と相続・贈与税のあり方、事業承継信託についての研究を行った。

信託経済研究会においては、「企業価値向上に資する非財務資本と信託～ファミリービジネスと人的資本経営」をテーマに研究を行い、その成果を踏まえ、信託経済コンファレンスを開催した。

また、信託研究の振興を図るため、信託に関する学問的研究を志す方々に信託研究奨励金を贈呈するとともに、大学へ信託法講座を寄付した。

3. 信託制度の普及・健全な発展に向けた活動の推進

(1) 信託制度の普及活動の推進

社会一般の信託に対する理解を深め、信託制度の改善や活用に資するため、会長記者会見をはじめ信託の受託概況等の各種ニュースリリースを実施するなど、マスコミを通じた広報活動を行った。

また、「日本の信託（2023）」を発行し、消費者関係団体等へ配布したほか、パンフレット等の改訂やウェブサイトの動画の修正等、信託の周知・情報提供を行った。

さらに、大学や社会福祉法人、特定非営利活動法人などからの依頼を受け、信託の仕組み・機能、遺言代用信託・後見制度支援信託などをテーマとした講師派遣を行ったほか、関係当局・団体等と連携し、金融経済教育への取り組みも推進するなど普及活動を行った。

(2) 信託制度の健全な発展に向けた周知・啓蒙活動の推進

加盟会社に対し、日本弁護士連合会との相続関連業務に関する合意書に基づいて開催される情報連絡会の模様について報告するとともに、同合意書の遵守・徹底を改めて要請した。

また、信託制度の活用が多様化していく中で、信託制度の健全な発展に資するため、広く信託の実務に携わる方々等を対象に、①「人口減少社会を考える－未来への責任－」、②「FINANCIAL WELL-BEING の向上に向けた取組みと新しいNISA 制度について」および「従業員のFINANCIAL WELL-BEING 向上策と開示への取組み」、③「情報セキュリティ 10 大脅威 2023」をテーマとする信託オープンセミナーを開催した。

(3) コンプライアンス活動の推進

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る情報提供等を加盟会社に行ったほか、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを推進するため、加盟会社向けに全国銀行協会から提供を受けた反社会的勢力に関するデータ提供を継続的に実施した。

また、認定個人情報保護団体として、対象事業者に対する指導、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情受付、信託セミナーの開催等を通じて情報提供を行った。

(4) 信託研修事業の推進

加盟会社の職員を対象とする信託通信講座を実施したほか、全国地方銀行協会等に対して信託通信研修に係る協力を行った。

また、信託契約代理店向けに信託業務・信託関連法令の知識習得のための集合研修をオンラインにより開催した。

さらに、加盟会社の役職員を対象に税制（「令和5年度税制改正について」）、個人情報の保護（「生成AIと金融機関のAIガバナンス」および「サイバー被害動向とインシデント対応の心構え」）、人権啓発（「ネット人権侵害と部落差別の現実」）をテーマとする信託セミナーをオンラインにより開催した。

4. 利用者保護の推進

信託の利用者の利便性向上に資するため、利用者等からの相談・照会等に対応するとともに、ホームページ等を通じた信託相談所の周知、相談の受付状況等の情報提供を行った。

また、利用者保護の観点から、指定紛争解決機関として、全ての信託兼営金融機関、信託会社等の信託業務等を対象に、信託業務等にかかわる苦情の解決、争いがある場合のあっせんなどを行い、ホームページ等を通じてあっせん委員会の運営状況について公表した。

さらに、外部有識者からの意見や他の指定紛争解決機関、消費者団体等との情報交換、金融トラブル連絡調整協議会における検討状況等を踏まえて信託相談所の運営改善・強化に努めた。

5. 組織運営の円滑化

コロナによる影響も落ち着きを見せ始め、主要行事の信託大会、社員・準社員懇談会等については、コロナに留意しながらもコロナ拡大以前の運営に戻しつつ、効率的かつ円滑な運営に努めた。

また、各種委員会等については、その目的を果たすことができるよう、実開催に加え、オンラインも取り入れ、柔軟に適時、適切な方法により開催した。

さらに、引き続き加盟会社に対する関係省庁等からの情報提供の充実を図ったほか、インボイス制度および電子帳簿保存法へ対応など事務の合理化・効率化に努めた。

以 上